

広島高速4号線延伸事業 (都市計画道路広島西風新都線)

環境影響評価方法書の あらまし

目次

- 1. 事業概要及び手続きの流れ・・・・・・・・・・1
- 2. 方法書について・・・・・・・・・・2
- 3. 縦覧等について・・・・・・・・・・6

広島市

令和7年5月

1. 事業概要及び手続きのながれ

事業の目的

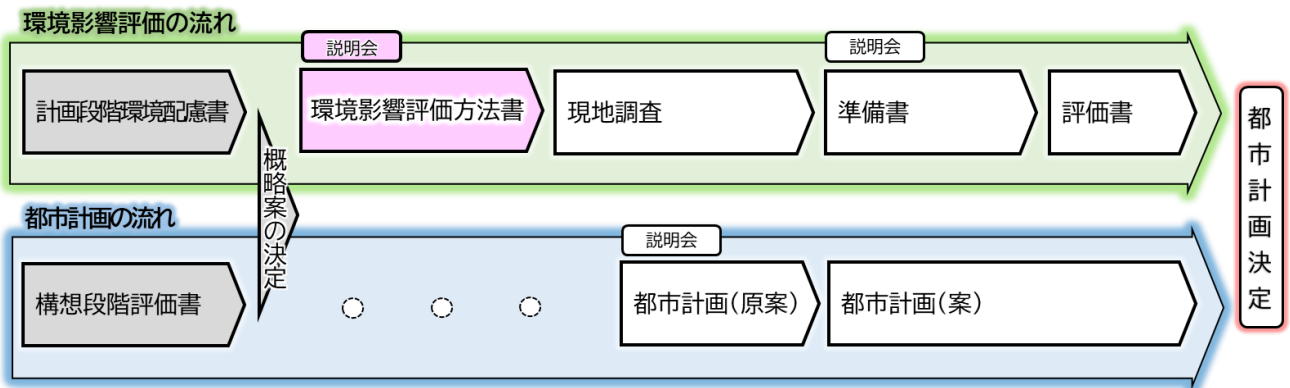
広島高速4号線は、現在、西区「中広」から安佐南区「沼田」までの区間が供用していますが、山陽自動車道とは接続していないため、乗り継ぐためには、一旦、一般道路を経由する必要があります。

このため、広島高速4号線を延伸して山陽自動車道と接続させることで、自動車専用道路網のミッシングリンクを解消し、本市が進める「200万人広島都市圏構想※」の実現に向けて、圏域内の交流・連携を一層強化するための基盤となる広域道路ネットワークの充実・強化を図るものです。また、乗り継ぎのために「ひろしま西風新都内」の一般道路を通過していた交通が計画道路に転換され、一般道路の混雑緩和が期待できます。

※広島市の都心部からおおむね60kmの広島広域都市圏（30市町）が一丸となって人口減少等の課題に立ち向かい、圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超の維持を目指すもの。



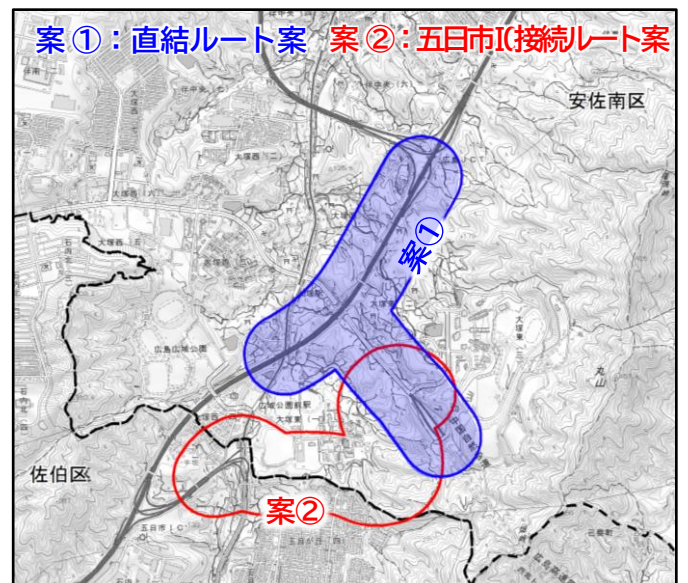
都市計画決定までの流れ



広島高速4号線延伸に係る都市計画の決定にあたっては、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とした「都市計画法」に基づく手続きと、環境保全に配慮して行われるようにすることを目的とした「環境影響評価法」に基づく手続きを平行して行う必要があります。

この度、昨年度実施した「計画段階環境配慮書」及び「構想段階評価書」の手続きの結果から、これまでお示ししていた2つの案の内、「直結ルート案」を都市計画の概略の案として決定したため、環境影響評価の次のステップである「環境影響評価方法書」（以下、「方法書」という。）の手続きに着手することとなりました。

■ : 今回実施する手続き ■ : 実施済み



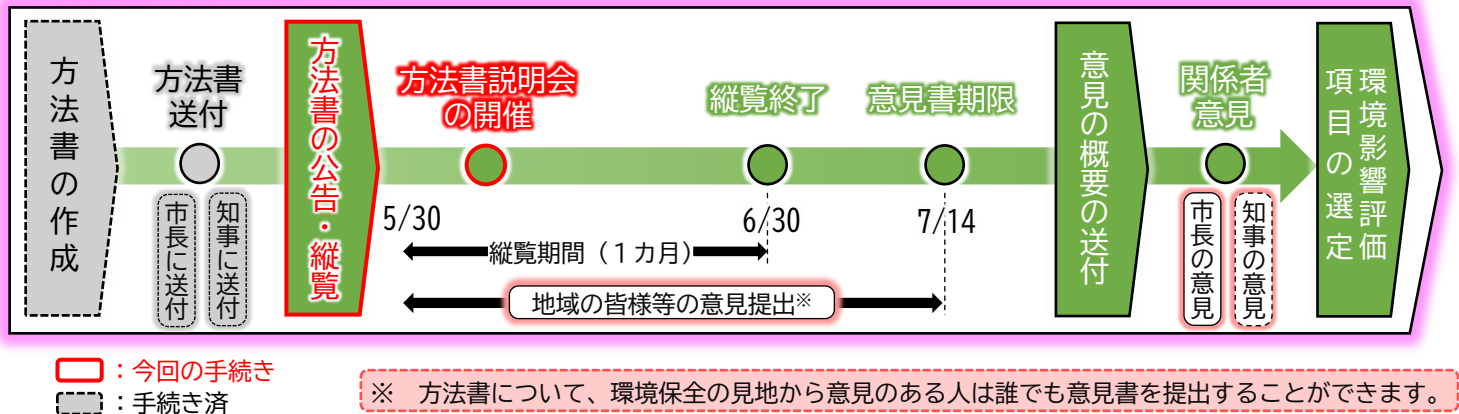
2. 方法書について

方法書の流れ

方法書は、配慮書に対する広島県知事、国土交通大臣からの意見などを踏まえ、事業実施による環境への影響（大気質や騒音、動物や植物など）を想定した上で、これから実施する環境影響評価において、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価を行うかを取りまとめたものです。

方法書では、事業の概要といった事業特性、事業周辺における自然的状況や社会的状況といった地域特性、方法書に至るまでの経緯等をまとめており、それらの情報等から環境影響評価項目を選定し、その項目毎の調査・予測・評価の方法について記載しています。

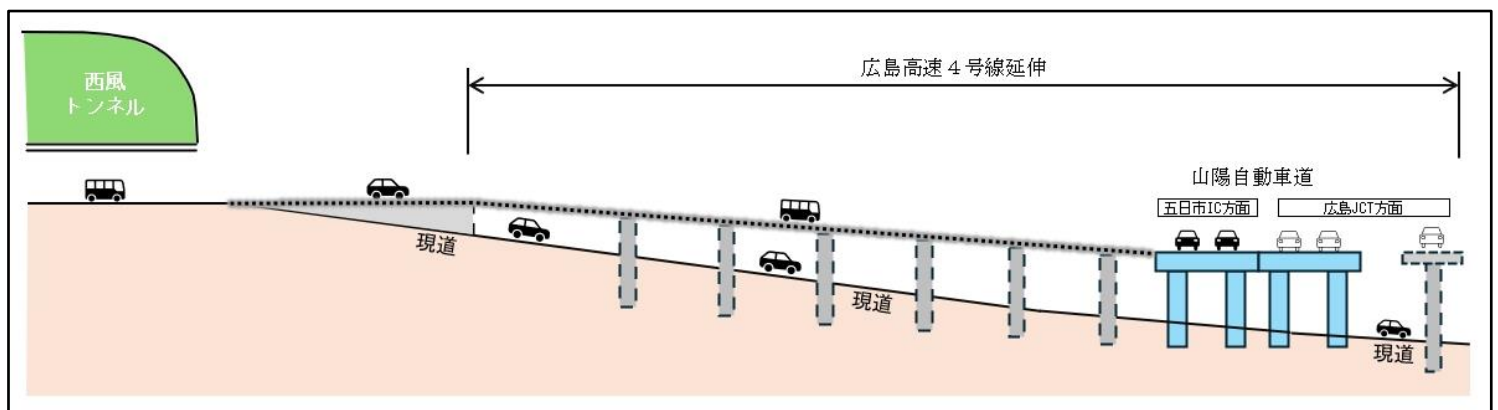
環境影響評価方法書の流れ



都市計画対象道路事業の概要（事業特性）

都市計画対象道路事業の名称	広島高速4号線延伸事業（都市計画道路広島西風新都線）
都市計画決定権者の名称	都市計画決定権者の名称：広島市 代表者の氏名：広島市長 松井 一實 所在地：広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
都市計画対象道路事業の種類	指定都市高速道路の新設
事業の区間（対象道路事業実施区域）	起点：広島県広島市安佐南区大塚東町付近 終点：広島県広島市安佐南区大塚西一丁目付近
事業の規模	延長：約1.0km
道路の車線の数	4車線
道路の設計速度	60km/h
構造の概要	地表式（盛土構造、切土構造）、嵩上式（高架構造、盛土構造）

【イメージ図】



対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を検討するにあたって、調査区域^{注)}の概況を、既存資料に基づき把握しました。

調査項目		調査内容（要約）
自然的状況	大気環境	大気質について、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及びダイオキシン類は環境基準を達成していますが、光化学オキシダントは環境基準を超過しています。道路交通騒音は一部の地点で環境基準を超過しています。道路交通振動は全ての調査地点で要請限度を達成しています。
	水環境	環境基準が設定されている大塚川下流の調査結果は、pHと大腸菌数が環境基準を超過する時期がありました。対象道路事業実施区域周辺の地下水調査結果は、環境基準を達成しています。
	土壌・地盤	調査区域の土壌中のダイオキシン類調査結果は、環境基準を達成しています。
	地形・地質	調査区域には重要な地形・地質は存在しません。
	動植物・生態系	重要な動物として、哺乳類8種、鳥類73種等が確認されています。動物の注目すべき生息地として、コウモリ類やクマタカの生息情報が確認されています。重要な植物として56種が確認されていますが、重要な植物群落及び巨樹・巨木は確認されていません。生態系は、森林環境、耕作地・市街地等、水辺環境の3つに区分されると考えられます。
	景観・人と自然との触れ合いの活動の場	対象道路事業実施区域を眺望できる地点として広島広域公園等が存在します。また、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、中国自然歩道及びひろしま森巡りコース等が存在します。
社会的状況	土地利用・地歴	対象道路事業実施区域内は、森林、田、道路が広く分布しています。
	河川・地下水	対象道路事業実施区域内は、太田川水系の大塚川の上流部が存在します。
	交通	主要な道路として、市道の安佐南4区453号線や主要地方道の広島湯来線などが存在します。
	学校・病院等	対象道路事業実施区域内には医療機関が1箇所存在します。
	電波	己斐中継局や佐東中継局からの放送を受信しています。
	温室効果ガス	削減目標は、2030年度で50%削減（2013年度比）、2050年度で実質ゼロとなっています。
	法令等	対象道路事業実施区域周辺には、文化財保護法に基づき指定される埋蔵文化財が存在します。対象道路事業実施区域は、景観計画重点地域の「⑧西風新都地区」に該当します。対象道路事業実施区域内には、地域森林計画対象民有林が分布しています。その他、土砂災害警戒区域、騒音類型指定区域、振動規制区域等があります。

注）「調査区域」とは、「対象道路事業実施区域及びその周囲」であり、調査区域の範囲はP5に示している図面の範囲です。

環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目は、「国土交通省令」、「道路環境影響評価の技術手法」、「技術指針（広島市）」を参考のうえ、事業特性、地域特性及び配慮書での検討結果、専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

影響要因の区分				工事の実施					存在	供用
				稼働建設機械の車両の運行	資材及び機械の運搬に用いる	既存の工作物の除去	切土工等又はドの設置	工事用道路等の設置	在は道路（地表式又は掘割式）の存在	自動車の走行
環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	●	●				●
				粉じん等	●	●				
			騒音	騒音	●	●				●
			振動	振動	●	●				●
			その他	低周波音						●
	水環境	水質	水質	水の濁り			●			
		地下水汚染	地下水汚染		●					
		水象	地下水、湧水		●				●	
	その他の環境	日照障害	日照障害						●	
		電波障害	電波障害						●	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物		重要な種及び注目すべき生息地	●			●		●	
	植物		重要な種及び群落				●		●	
	生態系		地域を特徴づける生態系				●		●	
	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						●	
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場				●		●	
環境への負荷	文化財		文化財				●			
	廃棄物等		廃棄物			●				
			残土			●				

調査・予測・評価の手法

環境影響評価の調査・予測・評価の手法は、「国土交通省令」、「道路環境影響評価の技術手法」、「技術指針（広島市）」を参考のうえ、事業特性、地域特性、配慮書での検討結果及び専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

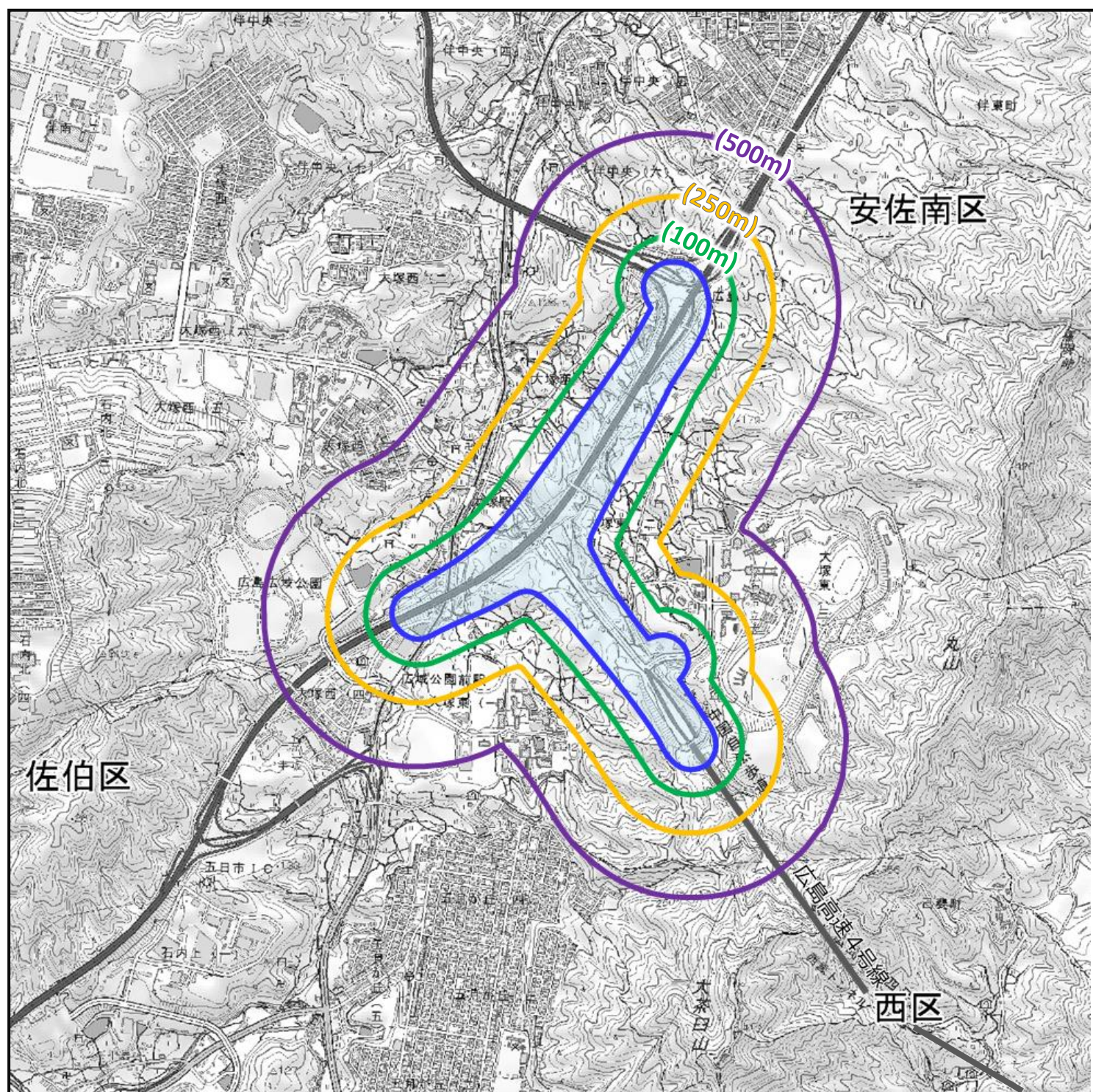
■調査・予測の手法

環境要素	調査すべき情報	調査の手法	予測の手法
大気質 (窒素酸化物、浮遊粒子状物質)	大気質の濃度の状況、気象(風向・風速)の状況	既存資料調査、現地調査(「大気汚染に係る環境基準について」等に規定される測定方法、「地上気象観測指針」による観測方法)	・拡散式(ブルーム式及びパフ式)を用いて、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年平均値を予測
大気質 (粉じん等)	気象(風向・風速)の状況	既存資料調査、現地調査(「地上気象観測指針」による観測方法)	・事例の引用又は解析により得られた経験式により、季節別降下ばいじん量を予測
騒音	騒音の状況、地表面の状況、沿道の状況	既存資料調査、現地調査(「騒音に係る環境基準」等に規定される測定方法、現地踏査による目視)	・日本音響学会の予測モデルによる計算により騒音レベルを予測
振動	振動の状況、地盤の状況	既存資料調査、現地調査(「振動規制法施行規則」等に規定される測定方法、現地踏査による目視、地盤振動を周波数分析して求める方法)	・事例の引用又は解析により予測(建設機械の稼働) ・振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式により、振動レベルを予測
低周波音	住居等の位置	既存資料調査、現地踏査	・既存調査結果により導かれた予測式により、低周波音圧レベルを予測
水質 (水の濁り)	水象(流量及び浮遊物質量)の状況	既存資料調査、現地調査(「水質汚濁に係る環境基準について」等に示される方法)	・水の濁りの程度を明らかにすることにより予測
地下水汚染	地下水利用(井戸の有無等)の状況	現地踏査又は聞き取り調査	・既存資料、事業計画(工事計画)等を踏まえて、事例等の引用による定性的な手法で予測
水象 (地下水、湧水)	地下水利用(井戸の有無等)の状況	現地踏査又は聞き取り調査	・既存資料、事業計画(道路構造)等を踏まえて、事例等の引用による定性的な手法で予測
日照阻害	土地利用の状況、地形の状況	既存資料調査	・太陽高度・方位及び高架構造物等の方位・高さ等を用いた式を用い、等時間の日影線を描いた日影図を作成することにより予測
電波障害	テレビ電波の受信・送信状況、建物等・地形の分布状況	既存資料調査、現地調査(測定機器により画像等を調べる手法)	・「建造物障害予測の手引き(地上デジタル放送)」等に示される方法に準拠して予測
動物	動物相の状況、重要な種等の状況	既存資料調査、現地調査(個体や痕跡の目視、鳴き声の聞き取り、必要に応じて個体の採取による方法)	・生息地が消失・縮小する区間及び重要な種等の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握 ・重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的な知見や類似事例を参考に予測
植物	植物相及び植生の状況、重要な種及び群落の状況	既存資料調査、現地調査(個体の目視、必要に応じて個体の採取による方法)	・生育地が消失・縮小する区間及びその程度を把握 ・重要な種及び群落の生育に及ぼす影響の程度を、科学的な知見や類似事例を参考に予測
生態系	動植物その他の自然環境に係る概況、地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況	「動物」及び「植物」と同様	・生息・生育基盤が消失・縮小する区間及びその程度を把握 ・注目種・群集の生息、生育状況の変化及び地域を特徴づける生態系への影響の程度を、注目種・群集の生態並びに注目種・群集と他の動植物との関係を踏まえ、科学的知見や類似事例を参考に予測
景観	主要な眺望点の状況、景観資源の状況、主要な眺望景観の状況	既存資料調査、現地調査(主要な眺望景観は写真撮影により把握)、必要に応じてヒアリング	・図上解析することにより、改変の位置、程度を把握 ・フォトモニタージュ法等の視覚的な表現方法により眺望景観の変化の程度を把握
人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場の概況、主要な人と自然との触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	既存資料調査、現地調査(写真撮影により把握、主な自然との触れ合い活動の内容を詳細に把握)	・図上解析し、改変の位置、面積や延長等を把握することにより予測 ・主要な触れ合いの活動の場の利用性の変化、到達時間・距離の変化を把握することにより予測 ・主要な触れ合いの活動の場から認識される近傍の風景の変化が生じる位置・程度を把握することにより予測
文化財	文化財の状況	既存資料調査、現地踏査	・事例等の引用による定性的な手法
廃棄物等	既存の工作物、建設発生木材の分布状況	既存資料調査、必要に応じて現地調査及び聞き取り調査	・廃棄物の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を把握

■評価の手法

評価の手法	
回避又は低減に係る評価	調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、事業を行った場合の環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。
基準又は目標との整合性の検討	法令等で定められている基準又は目標と、調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。

参考：対象道路事業実施区域及び調査地域の範囲



凡 例

対象道路事業実施区域

植物（及びその端部から100mの範囲まで）

動物・生態系（及びその端部から250mの範囲まで）

人と自然の触れ合いの活動の場（及びその端部から500mの範囲まで）

凡例無：景観（及びその端部から3kmの範囲まで）

凡例無：その他（及びその近辺の現地状況を踏まえた範囲）



0 0.5 1 km
1:25,000

3. 縦覧等について

縦覧について

■縦覧場所（右図参照）

- ①安佐南区役所（2階 区政調整課）
- ②沼田出張所
- ③大塚公民館
- ④広島市役所本庁舎
（4階 環境保全課、11階 都市計画課）
- ⑤合人社ウェンディひと・まちプラザ

■縦覧期間

令和 7年 5月30日（金）から
令和 7年 6月30日（月）まで

■縦覧時間

- ①②④ 8:30～17:15（土日祝除く）
- ③ 8:30～22:00（火祝除く）
- ⑤ 9:30～22:00（第3月除く）

■インターネットによる公表

広島市ホームページ

URL: <https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/toshikeikaku/1021718/1039629.html>



縦覧場所 位置図



意見書について

■意見書の提出期限

令和 7年 5月30日（金）から
令和 7年 7月14日（月）まで

■意見書の提出方法

郵送又は持参により提出
（郵送の場合は消印有効）

※意見書は任意様式ですが、縦覧箇所にて参考
様式を配布します（備え付け）。
また、広島市HPでもダウンロード可能です。
（上記と同様のページ）

■意見書の提出先（右図参照）

広島市都市整備局都市計画課
〔住所〕広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市役所本庁舎11階

■意見書の記載事項

以下の①～③を必ず記載してください。

- ①意見書を提出しようとする者の住所、氏名及び連絡先
※ 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称、代表者の氏名及び連絡先
- ②意見書の提出の対象である方法書の名称
※ 「広島高速4号線延伸事業（都市計画道路広島西風新都線）環境影響評価方法書」と記載するものとします。
- ③方法書についての環境の保全の見地からの意見
※ 日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。

提出先 位置図



問い合わせ先について

広島市役所

〔住所〕〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

（都市計画決定、環境影響評価の手続きに関すること）都市整備局 都市計画課 連絡先：082-504-2267
（4号線延伸事業や環境影響評価の内容に関すること）道路交通局 道路計画課 連絡先：082-504-2366